平成２２年（フ）第１２２８号
東京都八王子市長房町484―３ベルドミール長房105、住民票上の住所東京都三鷹市深大寺２丁目43番１―4305号
債務者　木村　崇志
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８２号
東京都八王子市日吉町２番７号メゾン・グリーン203号
債務者　青木　エミ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０１号
東京都八王子市中野上町１丁目22番10号グリーンワンハイツ１Ｆ
債務者　谷貝　　博
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１９号
青森市栄町２丁目11番１号　カネモトハイツ101号
債務者　山田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
青森県むつ市横迎町１丁目15番20号
債務者　宮本　義雄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
青森県東津軽郡今別町大字大川平字熊沢52番地22
債務者　唐川　　学
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
青森市大字新城字山田339番地35
債務者　鈴木　規之
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
栃木県宇都宮市東原町14番16号
債務者　荒井　武雄
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６６号
栃木県那須郡那珂川町小川2528番地
債務者　大金　静江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７５号
栃木県宇都宮市山本１丁目27番22号　サンハイツ山本201号
債務者　塚原　恭一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１８４号
東京都杉並区天沼２丁目44番12号
債務者　紺野　政美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１８８号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14710番地
破産者　有限会社シー・エス・ティ
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７２４号
名古屋市北区丸新町391番地
破産者　有限会社平野製作所
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８８６号
福岡市東区香住ヶ丘６丁目12番23号
破産者　有限会社イープラスワン
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４０２号
福岡県糟屋郡篠栗町津波黒75番地２
破産者　株式会社タモツ本舗
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡市南区向野２丁目14番１号
破産者　株式会社ヘルシーライフ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７４３号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目2031番地５
破産者　株式会社セキュリティサービス
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７４号
茨城県久慈郡大子町大字頃藤5104番地
破産者　有限会社小笹組
1　決定年月日　平成22年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所